

平成 18 年度(2006 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 18 年 8 月 22 日(火曜日)
午前 10 時 00 分開会
午後 0 時 30 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	小林 ひとみ 氏
委 員	大石 吉部 氏	委 員	田代 初枝 氏
委 員	新田 保次 氏	委 員	笹川 吉嗣 氏
委 員	平井 甚一 氏	委 員	垣内 定 氏
委 員	牧野 直子 氏	委 員	阪本 敦志 氏
委 員	前川 義人 氏	委 員	松井 治男 氏
委 員	上島 一彦 氏	委 員	森岡 秀幸 氏

委員 14 名 出席

審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画下水道の変更について【諮問】

原案どおり答申

案件 2 都市計画道路の見直しについて【報告】

報告書に基づき報告

案件 3 小野原西地区の都市計画変更について【報告】

報告書に基づき報告

案件 4 景観法の活用に向けた取り組みについて【報告】

報告書に基づき報告

事務局（岡課長補佐）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 18 年度第 1 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただきご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。そして進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願いいたします。

なお、出席しております市職員の服装につきまして、上着やネクタイを着用しない軽装による「夏のエコスタイル運動」を実施しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願いいたします。

増田会長

皆さん、おはようございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成 18 年度第 1 回

箕面市都市計画審議会を進めて参りませう。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局(岡課長補佐)

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 14 名の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、石田委員、弘本委員、舟橋委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

それでは次に、市長さんよりご挨拶の申し出がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

藤沢市長

おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、残暑厳しい折でございますが、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方にはご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政各般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、本日ご審議をお願いしております案件といたしましては、大阪府からの意見照会による諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画下水道の変更について」でございます。これは、大阪府が下水処理場の都市計画名称を変更する

にあたり、関係市町村の意見を求めているものでございます。

次に、報告案件といたしまして「都市計画道路の見直しについて」、「小野原西地区の都市計画変更について」そして、「景観法の活用に向けた取り組みについて」の3件でございます。

「都市計画道路の見直しについて」につきましては、昨年度都市計画審議会において検討していただき、答申いただいた「これからの都市計画道路のあり方について」を踏まえ、今年度に市として検討してきた内容をご報告させていただくものでございます。

また、「小野原西地区の都市計画変更」につきましては、地権者の方々が取り組まれてきた経過を踏まえ、市として作成した「都市計画変更たたき台案」をお示しし、ご審議いただこうとするものでございます。

最後に、「景観法の活用に向けた取り組み」といたしましては、昨年7月の第1回都市計画審議会でご報告させていただいておりますが、その後の取り組み状況を報告させて頂き、審議会のご意見を今後の取り組みに反映させていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画下水道の変更について」、次に報告案件といたしまして3

件、合計4件についてご審議いただく予定でございます。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから諮問、報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしく願いいたします。

市長が会長の前へ進み、
諮問、報告書を読み上げる。

(諮問書及び報告書受領)

それでは、これから始めたいと思っておりますが、最初12時までの予定としておりましたが、いつも活発なご意見を頂き延びがちになるということと、今日は4つも案件があるということで、12時30分を目途に終了したいと考えておりますので、みなさんのご協力をお願い致します。

それでは案件1「北部大阪都市計画下水道の変更について」を議題といたします。

本件につきまして、市より説明をお願い致します。

案件1 北部大阪都市計画下水道の変更について【諮問】

市(栗山課長)

<案件説明>

増田会長

ありがとうございます。差し替え資料一式の所の1-2というページの差し替えがございますので、これを資料編の方で差し替えていただきたいということです。

ただいまご説明のございました下水処理場の名称変更につきましてご質問でございますでしょうか、いかがでしょう

か。はい、どうぞ。

牧野委員

一つお聞きしますけれども、「下水処理場の役割を適切に表現し」となっているんですが、現状では処理場の処理で有効利用されているような実態があるんでしょうか。

市（栗山課長）

処理場として有効利用されているのは高度処理水、そして原田処理場におきましてスカイランド原田という遊戯施設、多目的広場、安威川流域におきましては緑地、高度処理水を利用したせせらぎの緑地をつくっております。そして夏場には打ち水大作戦で高度処理水を道路に散布する等の役割をしております。

牧野委員

今バイオマス日本といって農水省が全国的にいろんな活動、戦略をとっていますが、たとえばバイオマスエネルギーの研究とか予定とか今後考えられているんでしょうか。もしわかりましたら。

市（栗山課長）

申し訳ないですが、その辺の資料は手に入っておりません。

牧野委員

私も資料で見ますと6割ぐらい汚泥を使って、これについてはかなり未利用のエネルギーを起すということで利用があがっているということです、ネーミングだけではなく実質伴って、循環型社会に向けて有効利用という構想があるんなら良いですし、なければ是非検討を進めていってほしいということをお願いしておきます。

増田会長

ご意見として、名前と合ったような形できっちりと循環型社会に向けて技術開発なりをしていただきたいというこ

とでございます。ほかいかがでしょうか。

特別ご意見ございませんでしたら、案件1に関しまして「北部大阪都市計画下水道の変更」について、本審議会としましては諮問原案を妥当と判断し、これを答申の基本的な内容としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、本審議会といたしましては諮問原案を妥当とする内容の答申とすることといたします。

続きまして、第2案件でございます。これからは報告案件でございますが、まず最初に都市計画道路の見直しについてご報告をお願いしたいと思います。

案件2 都市計画道路の見直しについて【報告】

市（上岡）

< 案件説明 >

増田会長

はい、どうもありがとうございます。

先程もご説明がございましたように、昨年度新田委員に専門部会の座長をしていただいて、審議会として指針及び基準の提言書についてまとめさせていただいたところです。それに基づいて今の進捗状況として、都市計画手続きにかかわるものと、提言に基づいて存続路線の整備課題という形でご報告をいただいたところです。

それでは、今ご報告いただいた内容に関しまして、ご意見なり、ご質問がございましたら。

森岡委員

今ご説明いただきました中から、二点意見を述べさせていただきます。

まず一点は、桜井石橋線についてですね。存続という方向についての基本的な考えはいいと思いますが、旧西国街道を抱えているということで、地域の景観あるいは歴史的な配慮がこれからの整備に当たっての具体的な課題となってくるとは思います。今のこの時点で挙げられていなかったと思いますので、実施にあたっては十分配慮して計画の検討の中に加えていただきたいと思います。お考えがあればお聞きしたいと思います。

また、もう一点、田村橋通り線と瀬川新稲線につきまして、かなり近接している道路ではございますが、これも存続するという基本的な方向に異議を唱えるものではないのですが、幹線道路としての密度、つまり相互の機能を個別で評価されているのですが、一体で評価するというようなことをお考えになっているのか。具体的に言うと、必ずしも拡幅ではなくて、相互を一方通行でのネットワーク化をすることなどもひょっとしたらあり得るのではないかとということも含めて今後の計画の中で検討されるような課題として上がっているかどうか、その辺の確認或いは提案ということです。

増田会長

ありがとうございます。いま、存続に関しては、ご異議ございませんけれども、今後の整備に関してということで具体的なご意見としていただきました。事務局のほうで何かお答えがございませうか。

市（大森課長）

はい。今のご指摘の中で桜井石橋線に関しまして、横に旧西国街道もしくは西国街道とだぶって桜井石橋線が通って

おりますが、これにつきましては、今具体的な景観に配慮したような絵も持っておりません。しかし、以前道路事業で旧の西国街道沿いで美装化を何点かしております。その延長上でもございませうことから、今後具体的な歩道等の整備にあたっては考慮する必要があると考えております。

それからもう一点の瀬川新稲線と田村橋通り線との近接ということでございます。今回もバランスのよい道路形態であったり、カルテの中では道路密度という検証もございませう。カルテの中での道路密度の検証に関しましては、あまりにも広域的で今大阪府が示しているのは大阪中央環状線と新御堂筋、この間でのエリアでの密度ということでございますので、その中では、密度はまだ全体的にはもっと濃くしていかなければいけないということになっておりますが、現実に今の箕面の住まい方を見ていく中では、密度は適当ではないかと考えております。瀬川新稲線と田村橋通り線について、一体的に一方通行とするという具体的な検討はされておられません。

増田会長

いかがでしょう。よろしいですか。

森岡委員

現段階では具体的にはお持ちでないということですが、その辺を踏まえて具体的にになっていくときには考慮していただきたいというか、評価或いは計画をしていただきたいという思いがあります。

増田会長

はい。では他いかがでしょうか。

前川委員

私もですね、森岡委員と一緒に、今後の話なんですけど、今回見直しのあった5路線は30年間塩漬けの状況でね、今回

はじめて見直しができるという大前提を頭から外してはいけないと思うのです。まあ 30 年間放ってあってですね、今後先程から今年度以降残りの存続路線の検討の継続というような話しかありませんので、具体的にどうするのかというのがないと秋以降の住民説明がつかないと思います。その辺について、もう少し具体的に出ないものかと思うのですが。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（大森課長）

今のご質問は、今回 5 路線について見直しをしたと、その中で廃止候補路線は 1 路線になった、あと 4 路線については存続、今後も具体化に向けて検討は進めていくという説明であったと。その中で、もうちょっと焦点を絞ってもっと明確な答えを出していけということでございますでしょうか。

前川委員

もっと具体的にどうするかということです。

市（大森課長）

今も申しましたように、実態としては 4 路線を存続としておりますが、道路の整備につきましては全市的な道路の全体の中での優先順位を順次つけながら整備をしていくことを考えております。その中で具体的には小野原豊中線という道路を順次整備し、桜井石橋線もちょうど国道の取り付きの部分を整備していると。

こういう中で今回の 4 路線存続に決まったからといって、即整備するというものではありませんので、財政負担も考えながら必要な優先順位を今後つけていくというのが一点ございます。

そして、今言われたように 30 年以上

も塩漬けにされているということではございますが、こういう上で余計に丁寧に検証していく必要はあろうかと思えますので、指針の中では概ね 10 年を一つの区切りとして、また 10 年後にこの内容をもって検証していくという、10 年後の社会状況、市の状況等を踏まえながら新たな見直しを 10 年後に、という方向性まで、都市計画審議会の答申をいただいておりますので、この辺でもって必要に応じて検討を進めたいと思いません。

増田会長

いかがでしょうか。

前川委員

30 年放っておいて、こうやって見直しがあると、何か前に進むんじゃないかという期待を私はするのですが。

この見直しをやったきっかけというのは、やはりこの道路沿いの地権者の方に建築制限なんかがあって、そういう不満があるんじゃないかとか、地域の活性化が阻害されてきているというのがあるのです。やっぱりこれは特に 14 路線のうちこの 5 路線だけが残っている、特に西のほうに固まっているのですが、何らかの形で優先順位を早く上げないといけないと思うのです。で、4 路線の中でも優先順位が絶対あると思うのですが、今回の中では入ってなかったもので、その辺は早急に優先順位も含めて、10 年を目途に進めるということなら、それでやっていただきたいという気がします。

特にですね、箕面石橋線などは存続路線に入っておりますが、用地買収であるとかかなり先の長い話になってくる路線で、今回存続であっても、見込みとしてはほとんど前に進まないんじゃないかという気もするような環境状況にあ

るので、4路線についてはもっとシビアな目で事業化できる見通しを持って欲しいと思います。

増田会長

はい、わかりました。御要望ということでお聞きしておきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

垣内委員

今回5路線の見直しの中で、桜井豊中線が廃止候補という格好になったわけですが、これは構造基準上あるいはネットワークという視点からも、妥当なところかなというふうに思っているのですが、この路線は延長が短いのですが、都市計画をしてからかなりの年数がたっております。先行取得などはなかったかとは思いますが、53条の関係なんかはあったのかどうかということと、それから今後地元に関きに入られるということですが、そのあたり関係権利者に十分説明をできるようにする必要があると思うのですが、その点についていかがでしょうか。

増田会長

いかがでしょう、過去に建築制限についての手続き・申請はあったのでしょうか。

市（大森課長）

今53条の建築の許可でございますが、まだこれについては詳細に把握しておりません。今後、地元説明に入る段取りとして個々の地権者、実際にどの家とどの家かを調べていきたいと思っております。

それと、今言われたように今回の都市計画道路の見直しは、前川委員からもご意見がありました。社会状況の変化、それから長期間にわたる権利の制限を加えているということ踏まえ、我々箕面市と致しましては、これを去年の段階で都市計画審議会に諮問をして

一年間議論をしていただいて、3月で答申をいただき、その間パブリックコメント、アンケート、広報を使っての市民へのPRや周知、合意形成に努めて参りましたので、特にこの53条という権利の制限という部分は我々も慎重に扱わなければいけない部分と思っておりますので、今後地元へ説明に入る折には、きちっと説明をしていきたいと考えております。

それと、今回この審議が終わった後、広報の折り込みを使いまして、今までこういう形で検討したとか存続の4路線と廃止の1路線の候補を決定したというような内容の案内を全戸配布というかたちで行っていきたくて考えておりますのでよろしく申し上げます。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。それでは他いかがでしょうか。

小林委員

細かいことなのですが、芝如意谷線の関係ですけれども、かつてこの都市計画道路ができた段階では、バス路線が通るという説明を受けたのですが、整備の中でそういう事が含まれておりませんので、この計画が生きているのかどうかということと、東西線といつ接続するのかという話も出てくるかもしれない、東西線との関係で何か見通しがあれば教えてください。

市（大森課長）

一点目のバス路線にというのは、我々では把握しておりません。将来バス路線にする、しないということの中では、バスサービスということですね、現在400mの圏域を使って各停留所を中心に円を描いていきます。その中に入っておれば公共サービスに足りているとしております。そこに抜け落ちているような所

を挙げましたので、今回はある意味機械的な作業の中で踏まえたことだと思いますので、今小林委員がおっしゃったように、バス路線という話は別次元の議論になるかと思えます。

また、東西線との接続ということに関して、何か具体的に示せる整備手法、時期などは持っておりません。

増田会長

よろしいですか。他いかがでしょうか。はい、阪本委員。

阪本委員

先程の前川委員のご発言と同じような意見と質問なんですけど、今後のスケジュールの中で10月に予定されている市民、地元説明会の中にですね、先程の前川委員のような、地権者から今後のスケジュールについて、どの路線から整備されていくのかということであるとか、用地交渉が一番気になるころではあると思うんですが、その時期がいつなのかという質問が出てくると思うんですよ。でそこでちょっといまの回答では不満が出るのではないかと思いました。また、少しでも将来的なビジョンを示せるような回答をいただけたらなあと思っております。

あと、質問なのですが、桜井豊中線において、平成42年の将来交通量を出されておりますが、他の都市計画道路の路線についてその将来交通量の資料などを示していただけるのか、もし資料があるならいただきたいなということです。なぜかと言いますと都市計画道路を整備することによって、今の既存道路においては、今の渋滞しているところが緩和されるという効果はあるとおもいます。その辺の今の17年センサスをやられていると思うんですが、それとの対比によってどれくらい緩和されるのかを見

てみたいというのもあります。

以上です。

増田会長

いかがでしょう。まだ事業認可ができてないし、いつできるかという状況がわからない段階で、シミュレーションした交通量を出せるかどうかと言うことですけども、いかがでしょう。

市（大森課長）

今回、交通需要は大阪府さんの資料をいただきながら、あるエリアだけを限定しましてまわしております。そういうこともありまして、今後これを公表する、しないにつきましては、大阪府とも協議していく必要があるかなと思えます。

その中で今回桜井豊中線については、平成42年の、その廃止検討路線から廃止候補路線にステップを上げる中で必要な項目ということで今回出しております。そういう数値で、必要な数字であるということを出しておりますので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

それから前段で言われておりました、どの路線から優先順位をつけていくのかというお話ですが、それにつきましては、他の路線との関係もございまして、今早急に答えが出せることではないと考えております。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。次は。

阪本委員

平成42年に何か意味はあるんでしょうか。大阪府が勝手に設定されているものなんでしょうか。

市（大森課長）

これにつきましては、実際は国の方、国土交通省でそういうOD交通データ、ネットワークデータというものを全国的に展開され、それを大阪府さんがお借りになって、それを大阪府がより具体的

な道路に対して流しています。

今回の箕面市の場合も、5路線に関しては実際細かい需要予測はされておられません。大きく幹線道路を中心になされているというもので、なかなか各市町村がこのデータを使いこなせていないのが実状でございますので、コンサル等と専門的なお話をしながら、今回のデータを作りあげたということでございます。

それから平成42年と申しますのは、これは国の方から予測する年度を決めており、その前は平成32年度でやっておりましたが、今回一番新しいデータということで42年のデータをいただいてやってきたところです。

増田会長

よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。だいたい意見をいただいたようですが。新田委員、何か去年ご苦労されて、何かございますでしょうか。

新田委員

特にはないのですが、今後の進め方に関してご意見を多くいただきましたので、その辺は今度の整備にあたって道路のあり方を考える時に活かしていただけたらと思います。

増田会長

ありがとうございます。一応だいたい意見が出尽くしたかと思えます。先程新田委員からもご意見をいただいたように、何点かあったかと思えますが、一番大きな話はこれから公共事業をやっていくときに何らかの意味での優先順位なり、という風なことをそろそろ明示していく時代的背景になってこようかと思えます。たぶん時期、今回は都市計画道路に限って見直しをしておりますけれども、そろそろ交通計画全体の体系の見直し時期に近づいてきていると思いますので、そのあたりを長期戦略の中で

プライオリティーも明示できるような形で検討していただきたいというのが皆さんの大意であると思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また30年塩漬けにすることがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、何点か小委員会からは将来に向かって貴重な提言をいただいております。例えば、桜井石橋線に關しましては西国街道との関係みたいなかたちで、景観或いは住環境との整合性を随時かはってほしいという風な意見であったり、或いは道路の瀬川新稲線と田村橋通り線の役割分担や機能分担のようなご意見をいただいております。こういうことを踏まえて将来に向かっていただきたいというご意見かと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本審議会としましては、基本的には5路線の内、4路線は存続、1路線は廃止候補という形で進んでいくことについて、一応皆さんからご了解いただいたのではないかとと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして「小野原西地区の都市計画変更について」を議題といたします。これも報告案件でございます。市から説明をよろしくお願ひします。

案件3 小野原西地区の都市計画変更について【報告】

市(岡本)

<案件説明>

増田会長

そしたら、これも報告案件ですけれども、今ご説明いただいた内容に關しまして、ご質問なり、ご意見ございましたら。

森岡委員

3-2 ページですか、小野原西地区のま

ちづくり方針ということで、以前からおそらくこのようなストラクチャーをお考えだったと思うんですね。その中で、今の説明になかったのがなぜこの時点で用途の見直しが必要になったかということ。一部道路境界等による区域の整合性ということがあったかと思いますが、特に集合住宅あたりでの用途の変更理由を、ちょっと教えていただきたいと思います。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（島谷副理事）

今回用途変更をしようとしている部分は2カ所ございます。1カ所は道路との線引きということで1低専の部分、それと今森岡委員が言われました2中高への変更部分、これについては資料の3-2の下の顔づくり計画の中でのまちづくり方針これにもあります小野原豊中線と府道との交差部分、この一角について2中高に変更しようと考えております。

これにつきましては、説明にもありましたが現在1中高でございまして、これによりますと店舗が面積的に500㎡ということと、もう一つ、ここにつきましては地域生活拠点ということで、店舗だけでなく業務という視点も入って参ります。1中高ですと事務所が用途としては制限されますので、事務所の立地が可能な2中高に変更しようと、そのように考えております。

森岡委員

もともとにぎわい拠点というようなことを考える中で、この時点でやらなきゃいけなかった、たとえば人口計画とか、特に影響するようなことは無いのでしょうか。おそらく集合住宅という密度が上がってきますが、この時点で変更

することによる他への問題点は特にないのですか。

市（島谷副理事）

当初は確かにまちづくり計画というのがありませんでした。具体的なイメージといったものもない中でいきなり2中高という用途を設定するよりも、やはりこのまちそのものが基盤整備をしてまち開きができたらそれで終わりというのではなく、地権者の皆さんまちを発展させていこう、自分たちの手でこのまちづくりを継続していこうという考えの中で色々取り組みをされた、その結果として、この区域について一定のイメージを共有できたという視点で今回変更するという考えです。

増田会長

よろしいですか。

森岡委員

別のことでもう1点、仁鳥公園の変更について、3-17、-18のところ、ご説明では「公園誘致圏域での拡充を行い、小野原公園との機能分担を図って」と、この理由がわからないので、もう少し説明をお願いします。

増田会長

特に3-18の下の所の説明かと思いますが、いかがでしょうか。

市（大森課長）

当初ここを計画決定したおりに、松出公園という近隣公園がございまして、これで、圏域はほぼ守られていたということでございます。今回圏域図で見ただけですように吹田市側にはしっかりとした緑地があるんですが、その辺も都市計画上で補っていきたい。実際には今回の区画整理事業でも市域界にも緑を設ける工夫をしております。そういう中で、今回は都市計画として公園を位置づけてより都市計画上でも充実に図

っていきたいということです。

増田会長

いかがでしょう、3-18 のところ、従来までは松出公園の近隣公園の利用圏域でカバーできていたのですが、街区公園の利用圏域としても抜けていたのをカバーしたという意味かと思えます。圏域の拡充というか、街区公園の圏域としてはやや欠落していたのを充実させたという意味かと思えますが、いかがでしょうか。

森岡委員

空白だったということですね。松出公園が規模縮小になって空白になったというわけではないのですね、わかりました。

増田会長

他、いかがでしょうか。新田委員どうぞ。

新田委員

前回もたぶんコメントしたと思うんですが、意見ということで聞いてほしいんですが、今回の用途地域等の変更と関わる話ではないのですが、この計画の基本的な前提は、幹線道路を中心に従来型の土地利用形態を考えているわけで、この中でにぎわいをどうつくるかをどれだけ真剣に議論されたか非常に疑問です。これでいきますと、幹線道路を挟んで両脇に中高層なりを作って、それにおける人口密度は確保されるでしょうが、にぎわいとして多分車をイメージされているわけで、本来なら人が歩いて買い物ができるようにするには、車の速度を落とすような絞り込みをこのまちの中でやっていかないと、一つの一体的なまちにはならないんですよ、その辺が非常に危惧している点で、ヨーロッパなんかですと、一つの一体として考える場合は、このレベルですと、まちに入ってく

るときに絞り込みをやって、道路の舗装を変えるなどしてスピードを落として、歩行者・自転車とが安全に混在できるように、沿道の商店もそれなりに合わせて魅力化するんですけども、それが非常に心配で、現状を見ましても小野原東との境界の道路がにぎわい空間になっているかどうかという、その辺が今はないわけで。意見は意見としてまたどこかで取り入れてほしいのですが、質問としては「にぎわい」というのはどう考えられているか、教えてほしいと思えます。

市（島谷副理事）

前回3月にも新田委員からご指摘ございましたが、小野原西地区という部分につきましては、特に市がここに都市拠点をつくるとか、そういった計画はございません。ただ、地権者の方々が区画整理で基盤整備をした後の土地利用について、色々と真剣に議論されております。にぎわいシンボルロードと位置づけておりますが、基本的には全市的なにぎわい核といった議論はありませんでした。地域の生活に密着した生活利便施設、そういったものをにぎわい核或いは沿道沿いに、土地利用をみんなで議論しながら、個々に土地利用するのではなくて小野原豊中線沿道と用途地域でございました核の部分についてはできるだけ地権者の方が共同で土地利用を図っていこうと。その中でそれぞれの必要な機能を確保していこうという議論が現在もされています。それにつきましては、行政としましても側方から、いろんな状況の提供、他地域の資料の提供をさせていただきながら実現に向けて支援をしている状況で、にぎわいという視点からいうと、どちらかという歩いてこられるような圏域の中でのにぎわいという視点をもっています。

新田委員

地域のにぎわいという捉え方は良いと思いますが、そうした場合の対応として、幹線道路の標準断面なんかもきっちり考えていく必要があるように思います。スピードを落とす工夫をきっちりやるということ、通過交通をメインとするのではないということを考えて方が良いと思います。

増田会長

ありがとうございます。これはこれからまちづくりをさらに進めていかれるときに、専門家の立場として、幹線道路が車中心型になると分断要素になって、むしろにぎわい要素の阻害要因となりますので、そこをより検討を深めてくださいという意見ですので、よろしく願います。大石委員どうぞ。

大石委員

新田先生と会長さんからもご意見が出て、同じような意見なんです。この地区の東隣にも区画整理事業を進めて完成してます。従いまして今の小野原豊中線のにぎわいの問題につきまして、地元で推進するというのは非常に結構なことですが、なかなか難しい問題です。東側のにぎわいを求めたはずの道路がどうなっているか、ということの中に良い面も悪い面も、反省する点と取り入れる利点もあるだろうと思いますので、東側のにぎわいの状況を十分に参考になさったら先生方がおっしゃっている意見もその通りだなということがわかると思いますので。

牧野委員

ちょうど今おっしゃっていただきましたので、私も同じことを感じておりました。まちづくり計画を一般の方にも公表して、意見をいただくということで、意見はゼロであったということもある

んですが、箕面市民全体から見て小野原という地域がどれだけ市民の方に関心を持っていただけているかということもあると思うんですが、ここに住まわれる方もどちらかというところ、交通の関係で北千里や千里中央の方に目が向いている。だけでも早くに開発された小野原の東の地域は経験を持っていらっしゃるわけだし、そこでの見えてきた問題をぜひ西地域で今だからこそ活かしていけるのではないかとこの風に思います。

東の地域は今でこそ高齢化率はまだそう高くないですが、たぶん入られた時期からして10年後大変なことになると思うんです。今車中心の生活をしていらっしゃる方も車を諦めないといけないとなると、もともと小野原東の区画整理事業は、循環道路にバスを走らせて買い物に近場でもそれで回っていく風な構想だったのですが、実際にはそれができていけませんのでやはり車依存型のまちになっているので、その反省を踏まえて、是非西側の区画整理事業に活かしていただきたいと強く思います。

増田会長

ありがとうございます。

上島委員

市施行の区画整理事業ですので、比較していいますと、わかりやすいのは萱野中央の土地区画整理事業と豊中の少路の区画整理事業を比較すると、萱中はプロポーザルコンペということで各事業者の提案でトータルにまちのゾーニングを分けて、ああいうまちができあがったと。片側では地権者が銘々勝手に土地利用を考えたせいもあって、できあがりを見るとバラバラだな、統一感がないな、まちとしてのコンセプトとかイメージといったものが全くないなという点が明らかになってきます。ここからが大

事なところだと思いますが、グレードの高いまちをつくりたいということであれば地権者が個々にバラバラ土地利用を考えるのではなくて、プロポーザルコンペという手法を使って、特にこのシンボルロード 22mという道路幅の中で歩道を6mもとるといって、歩いて楽しめるまちづくりといえますか、歩道ををにぎわいの空間の中に取り入れるというコンセプトを十分に活かして、舗装をどういうグレードに持っていかるとか、ポケットパーク、ストリートファニチャー、ストリートバナーだとか、そういった演出の方法が色々あるかと思いますが、いずれにしても広い歩道の強みを活かすといえますか、歩行者の空間を十分配慮したようなにぎわい空間となって、両側高度地区が4種 16m、5階建てということと建物の景観的なものも配慮したまちづくりに結びつけていって欲しいと思います。

芝山部長

今のご意見全くその通りだと我々も思っております。先程から色々議論の中で、市施行で既に行いました小野原東の幹線道路としては、この道路と同じく小野原豊中線が区域の中央を走っているという事には変わらないんですが、小野原東の区画整理区域内における沿道用途も小野原西の沿道用途と変わらない状況になってます。まさしく先ほど委員さんの方からおっしゃいました、既にやった小野原東の沿道のにぎわいという部分が、ある意味ではできあがっていないという状況もございまして、小野原西の今回の事業をするにあたって地権者の方が小野原東のまちの状況をつぶさに見られた中で考えられたのが、小野原豊中線の沿道をにぎわいのある核にしようとするならば、小野原東の既に

きている区画整理とは違う道路形態をとる必要があるということで、具体的に先ほどおっしゃいましたように、小野原東の方は既決定の幅員ですが、車道はバスの通行を考えて最低限2車線の道路幅員を確保しておりますけれども、歩道は両側3.5mございます。けれど小野原西についてはさらに3.5にまだ3mの歩道を拡幅した。これは減歩で全て確保しておりますので、地権者の方が自らの土地を都市計画決定された道路幅員以上に歩道幅員を減歩で供出された結果が今回の小野原西の特徴であると思っております。我々は何とか区画整理の基盤整備によって、車道幅員はバスが通行する幅員を最低限確保する必要があると思いますが、歩道幅員については既決定の倍くらいの歩道を確保する、この確保された歩道を何とか地域のシンボルロードとしてふさわしい活用ができるように、今後地権者の方と協議していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか、小林委員、どうぞ。

小林委員

同じような意見ですが、まず質問ですが、にぎわい核の所は面積が広がるんですね。大型店の出店が可能になるのでしょうか。

市（大森課長）

今回の都市計画の変更で今説明がございましたように2中高ということになりますので、1,500㎡以下ということで、ちなみにちょうど横に関西スーパーがあり、商業床としてはあの程度ということで目安になるかと思っております。

小林委員

この周辺は関西スーパーや、少し行け

ば国道沿いに結構大型店が出店しています。先ほど小野原東の話がありましたが、一時ホームセンター出店のときに住民の方から随分ご意見がありました。

全体を見ますと、先ほども新田先生からお話しがありましたが、車誘導型ではなくて、大型店舗についても規制していく方向が本来的ではないかと思えます。集合住宅についても高度を上げるということで、果たして集合住宅の高度を上げることが良いのかどうかというのが私としては気になるなと思っています。というのは、平成12年度当初の事業計画を作るときも、自然を残して、いわゆる過剰供給ということが良いのかどうかも含めて我々は見直しを求めて参りましたので、今回の見直し案がどうしても規制を緩和していく方向の気がします。具体的にはにぎわい核の見直しを是非ご検討いただけたらなと意見として申し上げたいと思います。

田代委員

シンボルロードにつきましては、開通した場合においては1日平均約1万台の車の通行とお伺いしたことがありますが、車がキープできるという状況が可能なかどうか懸念するところです。

それと、以前にも上島委員さんから、建築物についてもデザイン的なことも考慮に入れてと言うお話もあったかと記憶していますが、地元地権者との話し合いの中では考慮されているのか、そこらへんをお伺いしたいと思います。

市（島谷副理事）

地区計画でなかなか制限できない部分、意匠、色などは、一定地権者の方に投げかけて、景観条例を箕面市では持っておりますので、その切り口で、景観についての誘導を図りましょうという形で進めています。

それと、小野原豊中線、確かに交通量の予測としましては、1万台となっております。小野原豊中線の重要な機能の一つとして通過交通を円滑に処理するといった部分と、広幅員の歩道を歩かれる歩行者の方たちの安全確保といった視点も今現在利用者の方も入った中で色々検討を進めておるところでございますので、田代委員のご意見も踏まえまして、安全確保という点については留意していきたいと思っております。

森岡委員

これもある意味では細かいことなのかもしれませんが、まちづくり方針の中で「生態の回廊」という設定をされていますね。この広幅員を生態の回廊としてどういうお考えをお持ちなんでしょうか。

増田会長

断面なり整備イメージというのをお持ちかどうかということですが。

市（島谷副理事）

今おっしゃってる部分は3-2の、土地利用計画図でいいますと小野原7号線という、歩行者専用道路でございます。幅員といたしましては12m、小野原豊中線との溜まり部分につきましては32mの幅員がございます。特に12mの部分につきましてはその全てを歩行空間とするのではなく、このうちの通常人が横に並んで歩ける程度、3～4mを歩行空間として整備し、残りの部分を生態の回廊という形で一定配慮した施設計画に現在しておりますので、これにつきましては、歩道空間、公園、緑地について、市民、利用者の方も入っていただいて検討を進めております。この提案書もいただき、施設管理者との調整もほぼ終わり、近々最終案という形で決定していきたいと考えております。以上です。

森岡委員

ちょっと違うんですが、私の言ったのは、鳥なんかは空を飛べるんですが、地を這う動物なんかにも配慮した生態の回廊としての位置づけがあるのかどうか、要するに機能的に立体にしているとか、獣道を別に設けて車道とクロスしないような仕組み、仕掛けをお考えなのかという質問です。

市（島谷副理事）

その場合、特に小野原豊中線との交差部分が課題になっておりますが、今時点で小野原豊中線を横断した獣道、昆虫等の連続した空間づくりという計画にはなっておりません。

増田会長

よろしいですか、ありがとうございます。だいたいご意見いただいたかと思えます。

一点皆さんにお諮りしておかないといけないのは、都市計画の変更手続きの中で一部の委員から集合住宅あるいは施設地区に関しては第3種高度を第4種高度に変更しない方がよいのではないかというご意見もあったかと思えますが、皆さんの大勢のご意見をみていると、この審議会としてはご提案いただいている内容で概ね皆さんのご了解を得ているのではないかと思えますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしたら都市計画の変更内容については今検討されている報告内容で進めていただきたいというのがこの審議会の内容でございます。

ただし何点か、皆さんから貴重な意見を頂いています。特に、小野原東というすでにできあがったところを十分に検証して、そこでの得た知見を十分に活かして小野原西地区を整備していただき

たい。特に皆さん気にされているのは、にぎわいの形成という話の中で、歩くという行為と車という行為の関係性をどう整理して、地区拠点といわれている、どちらかという歩いてにぎわうまちというふうなものに対して、どうきっちりそれを達成していけるのかということをお聞きしたい。皆さんから貴重なご意見をいただいておりますので、十分これからのまちづくりに活かしていただければなというふうに思います。

それと、今色々な意味で生態回廊というと、道路が生物の移動を遮断するということがロードキルという話がありますが、それについてもどう考えていったらいいのか。ただ回廊といった場合に直接的に全ての空間が繋がっていないといけないかということ、大半の生物に関してはジャンピングストーン、飛び石的回廊という理解もできる部分もございしますので、その辺将来に向けて考えていただければと思います。

どうもありがとうございました。そうしたら第3議案、報告案件は終わりました。最後の案件でございます。

「景観法の活用に向けた取り組みについて」ということでよろしくお願い致します。

案件4 景観法の活用に向けた取り組みについて【報告】

市（千田担当主査）

< 案件説明 >

増田会長

どうもありがとうございました。いかがでしょうか、今ご説明いただいた内容に関しまして。

別途、暮らしの景観研究会、或いは景

観計画検討会議というところで専門的に議論されているという状況ですけれども。はい、小林委員どうぞ。

小林委員

随分丁寧に説明していただきましたが、ちょっと質問なんですけど、ここでいういわゆる私権制限、「行為規制が過度の私権制限になっていないかの検証」とありますが、具体的に私権制限というところどういう事が考えられるのかちょっと説明していただけたら。

市（河辺課長）

私権制限は、様々にありますけれども先ほど言いましたように建築物、工作物については形態・意匠についても制限されます。例えば色合いとか、あまりにきつい色合いですとそれを柔らかくしてもらおうとか、一定の範囲を設けてその範囲の色を使ってもらおうとかそういう制限があります。制限内容につきましては現行条例をベースに検討しておりまして、内容につきましてはもうちょっとかかると思います。

小林委員

これまでもパチンコ店の派手な意匠ですとか、新御堂筋の風俗的な看板ですとかがいくつか問題になったのですが、そういうことに対して見直しという指導が可能となってくるのですか。

市（河辺課長）

現在は指導程度にとどまっていますが、法の中で形態意匠に関する行為制限を設定すればそれが可能となります。実際そのような形にするかどうかは検討会議や景観審などでご意見いただきながら決めていくことになろうかと思います。

小林委員

その点の配慮をお願いしておきたいのと、もう一点確認しておきたいのです

が、市民との協働という場合、市民活動で色々な表現をするわけですが、表現の自由に制限があってはこれまた逆にいけないと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。屋外広告物とか景観法の中でも議論されましたけれども、そういう規制が対象外だという確認だけしておきたいと思います。

増田会長

それは看板という意味ですか。

小林委員

例えば交通安全ですとか、市民活動の色々な「平和を守りましょう」とかそういう表現活動をします、のぼりを立てるとか。そういう場合に規制の対象になるかどうか。つまり表現の自由を規制しないという理解で良いのか。

増田会長

いかがでしょうか。

市（西尾部長）

ちょっとご質問の意図がわかりにくかったのですが、景観上は、看板の大きさ、意匠とか、そういう面での規制であって、中の文言云々は別の観点で規制があればあるのかと思いますが、景観上は看板内容についての問題ではなく、色彩、意匠等についての規制というふうにお考えいただければいいかと思います。

小林委員

そういうことだろうと思いますが、国会で議論されたときに屋外広告物との関係が非常に議論になって、表現の自由を制限してはならないというやりとりもありましたので、策定にあたって、その点だけ確認しておきたいと思いました。

増田会長

いかがでしょうか。

市（河辺課長）

当然色調、形態、意匠については表現

の自由との兼ね合いというのがあるのかと思います。景観というのは個別個別の建物をどうこうするという考えではなく、実際は街並みに調和しているかどうか、そういうレベルで判断するものであって、過度に表現を制限することは望ましくないと考えております。どこまでの制限が皆様の合意を得られるか、そういうことを事業者さんもおられますし、市民さんもおられますので、その中で了解が得られるような範囲の行為規制を考えていきたいと思っております。

市（西尾部長）

今の内容であれば、大阪府の屋外広告物条例というものがございまして、広告物として規制等もありますので、今おっしゃった主旨は景観法だけでなく他の条例法律等についても規制があるんじゃないかと思っておりますので、その辺の法律条例等が相互に作用された中での規制或いは許可というふうになっていくと思っております。

増田会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

田代委員

お尋ねなんです、景観条例の地区の設定なんです、ここの中では景観地区として現在今宮3丁目東急不動産開発地区、箕面新都心地区、桜ヶ丘2丁目大正住宅博覧会地区の3地区というふうに設定されているんですが、この設定の仕方、それと先ほど議論のありました小野原西地区も入るのかどうかを教えてくださいたいと思っております。

増田会長

今書いてある地区名称は、今の条例に基づいて景観形成地区指定をしているところであって、このまま横滑りで景観

地区に移行するという段階ではないと思うのですがどうでしょうか。

森岡委員

それに関連して、景観計画の地区設定の基本的な方針をお持ちであればお聞かせください。

増田会長

今回景観地区の指定までお考えなのかどうか、今回の景観計画の中でです。

市（河辺課長）

景観地区の設定ですが、現在のところは景観地区の設定までは考えておりません。ただ手続に関しては一定定める必要があるかと思っております。都市景観形成地区につきましては今景観条例に設定されておりますけれども、これをどういうふうに移すかということを考えているところでして、基本的には景観区域内全体に制限ができるわけですが、その色合いに濃淡をつけるような形で各地区の設定ができるのではないかと、国の方にも聞きましたところ、そのような形は可能かということで、景観形成地区、名前がどうなるかは別ですが、そういうものを残していきたいと思っております。

先ほど言われました景観形成地区の指定ですが、地区の方の3分の2以上の同意を得ていただいて、自ら地区の基準をある程度考えていただき、市のほうに出していただいて景観形成地区に指定するようにお願いをしていただき、その上で景観審議会のほうで景観形成地区の了解を得まして最終的に告示するという形です。

田代委員

先ほど議論のありました小野原西地区については、地元住民の3分の2の方々の要望等で構成されると考えられる

のですか。

市（河辺課長）

実際には協議会等である程度たたき案を作られて、これでよろしいんですかということでした承を得ていただいて、その上で市の方に景観形成地区に指定してもらおうような依頼をしていただくという形になろうかと思えます。

増田会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

多分、私自身の理解としては今回景観法である部分法的拘束力が強くなったという特徴もありますが、もう一方の大きな特徴は、特に市民、事業者の参画ということを中心に展開をしていくということが、今回の法の非常に大きな主旨だと思いますので、今日いただいた意見も踏まえて、きっちりと市民参画或いは市民、事業者の参画をベースにした段階で検討を深めていって頂きたいという皆さんのご意見かと思えます、よろしくお願ひします。

だいたい今日はいただいた内容に関しては全て審議が終了したと思えます。

今日の審議結果に関しましては事務局のほうで報告書を作成の上、後日市長さんに対し文書で報告したいと思えますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは今日は最初から 30 分延長ということで時間設定をしたのがちょうどでございます。いつも延ばしてばかりで申し訳ないですが、活発なご意見いただきありがとうございます。これからますます重要な案件が目白押しでございますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

どうもありがとうございました。